五　［略］
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
十一　［略］

（技能検定員審査の申請）

第三条　技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一　第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）

［二～四　略］

2　［略］

（技能検定員審査の審査方法等）

第四条　第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等（審査方法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。）により行うものとする。

［略］

2　第一条第九号から第十一号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

［略］

（技能検定員資格者証の交付等）

第七条　法第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る技能検定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる技能検定員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の技能検定員資格者証を交付することにより行うものとする。

免許の種類	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	技能検定員資格者証の種類
［略］		
中型自動車免許	技能検定員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（中型）
準中型自動車免許	技能検定員審査（準中型）に合格した者、準中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は準中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（準中型）
［略］		

四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］

（技能検定員審査の申請）

第三条　［同上］

一　第一条第一号から第七号までに掲げる技能検定員審査　当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）

［二～四　同上］

2　［同上］

（技能検定員審査の審査方法等）

第四条　第一条第一号から第七号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等（審査方法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。）により行うものとする。

［同上］

2　第一条第八号から第十号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

［同上］

（技能検定員資格者証の交付等）

第七条　［同上］

免許の種類	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	技能検定員資格者証の種類
［同上］		
中型自動車免許	技能検定員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（中型）
［項を加える。］		
［同上］		